



第二次補正予算の行方について…。

前回のレポートにて、補正予算及び追加予算案による中小企業対策の概要はお伝えしました。その経過（18日現在）についてお伝えいたします。

新聞報道等によりますと、麻生首相と民主党の小沢さんが第2次補正予算案の処理などを巡り会談したそうです。小沢さんは第2次補正予算案を今国会に提出するよう求めたそうですが、麻生首相は「今国会提出を考えないわけではないが、いつ提出できるか明快に答えられない」と述べるにとどめた…とのこと。民主党の小沢さんとしては、今国会に提出させて、その審議期間中に衆院解散含みの国会運営を仕掛けて、政府・与党を追い込んでいくというシナリオだったようです。そういう小沢さんの思惑は肩すかしを食ってしまったのでしょうか…。

さて、例の定額給付金に関しては様々な識者などの意見もあるようですが、中小企業の立場から言わせてもらいますと、中小企業向けの信用保証（+14兆円）や政府系金融機関による緊急融資の枠拡大（+7兆円）などを盛り込む予定の2次補正予算案については、やはり早期に成立させて欲しいと思います。この一連の経過については、新聞報道等にて最新情報を収集して下さいね。

緊急保証制度「618業種」に拡大！！

補正予算成立の結果、10月31日から新たな保証制度である「緊急保証制度」が開始されていますが、さらにソフトウェア業など、73業種を追加指定することとなりました。当初の545業種の決定以降、景況の悪化が明らかになった業種について緊急に追加され、その結果「618」業種が対象業種となりました。

<業種リスト>

<http://tinyurl.com/6a6ks5> (PDF)

尚、本緊急保証制度の実績（平成20年10月31日～平成20年11月6日累計）ですが、相談件数11495件、承諾件数751件、金額14981（単位：百万円）との中小企業庁からの報告がありました。

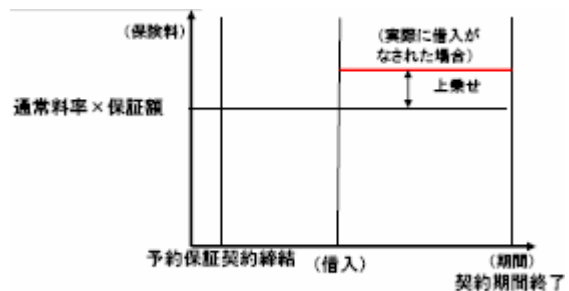
「予約保証制度」が始まります！！

中小企業の将来における資金需要に応えることを目的とする「予約保証制度」が、平成20年11月21日から実施可能になります。

この予約保証制度とは、中小企業の将来の資金需要に応え迅速な資金調達を支援することを目的としたもので、あらかじめ金融機関及び信用保証協会の審査を受けておいて、将来の保証付き融資の予約を行うことを可能とする制度です。つまり、中小企業が将来に発生するかもしれない資金ニーズに対応するため、予め保証枠を確保することを可能とするもので、「雨が降る時に備え、「傘」を予め予約するもの」というイメージだそうです…（中小企業庁資料より）。

利用する中小企業は、予約時には特に手数料等を支払う必要はありませんが、予約に基づき将来実際に保証付き融資を受ける場合には、特別の保証料率が適用されるとのことです。保証枠の限度内で実際に融資を受けた場合には、通常の料率に一定の保証料を上乗せして徴収する、とされています。（具体的な水準については、取引先の各信用保証協会にご確認下さい）。

<イメージ図> 中小企業庁資料より



また、各信用保証協会におけるシステム変更等の対応が必要となるため、一部の信用保証協会では実施時期が異なる可能性があるようですので、この各地域の状況についても、取引先の各信用保証協会にお問い合わせ下さい。

※ 信用保証協会へのアクセス
<http://www.zenshinoren.or.jp/access.htm>